

令和5年10月12日

適格消費者団体 特定非営利活動法人
消費者支援ネットワークいしかわ
理事長 橋本 明夫 様

株式会社 福井銀行 業務支援グループ
グループマネージャー 笹原 規央 印



申入れに対する対応方針について

拝啓

時下、ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴法人より2023年(令和5年)9月7日付「申入書」にて、削除要請がありました「福銀総合口座取引規定」第10条第1項第2号の相続開始時の期限の利益の喪失条項につきまして、当行の実務上は「相続の開始」のみをもって期限の利益喪失や遅延損害金の計上は行っておりません。しかしながら、お客さま本位の対応の観点から、以下のとおり変更する予定ですので、回答させていただきます。

変更前	「福銀総合口座取引規定」第10条第1項第2号の相続開始があったとき
変更後	削除

なお、帳票やシステム対応に一定の時間がかかることから、変更時期は2023年12月末日となる見込みです。

今後とも、お客さまにとってよりよいサービスの提供に努めてまいりますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

敬具

【本件の問い合わせ先】

株式会社福井銀行 業務支援チーム 梅田
〒918-8686 福井市今市町第66号7番地1
TEL 0776-38-8325 FAX 0776-38-8560